加額のうちその中小企業者等の雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額に達するまでの金額に一〇〇分の一二を乗じて計算した金額を加算した金額）（改正前雇用者給与等支給増加額の一〇〇分の一〇相当額）とする。

(2)　中小企業者等以外の事業者　平均給与等支給額に係る要件を平均給与等支給額から比較平均給与等支給額を控除した金額のその比較平均給与等支給額に対する割合が一〇〇分の二以上であること（改正前平均給与等支給額が比較平均給与等支給額を超えること）とした上、税額控除限度額を雇用者給与等支給増加額の一〇〇分の一〇相当額に、その雇用者給与等支給増加額のうちその事業者の雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額に達するまでの金額に一〇〇分の二を乗じて計算した金額を加算した金額（改正前雇用者給与等支給増加額の一〇〇分の一〇相当額）とする。

(ろ)　公害防止用設備の特別償却制度について、適用対象から中小企業者のうち適用除外事業者に該当するものを除外することとした。（租税特別措置法第四三条及び第六八条の一六関係）

(に)　自動車教習用貨物自動車の特別償却制度の創設

自動車の運転に関する技能及び知識の教授（主として免許を受けようとする者に対するものに限る。）に係る学習支援業を営む中小企業者等（適用除外事業者に該当するものを除く。）で道路交通法の指定自動車教習所として指定された自動車教習所を設置するものが、その自動車教習所においてその学習支援業の用に供される車両運搬具のうち貨物を運搬する構造の一定の自動車の取得又は製作をして、その中小企業者等の学習支援業の用に供した場合には、その取得価額の一〇〇分の二〇相当額の特別償却ができることとした。（租税特別措置法第一一条、第四三条及び第六八条の一六関係）

(さ)　被災代替資産等の特別償却制度の創設

事業者が、特定非常災害として指定された非常災害（以下「特定非常災害」という。）に係る特定非常災害発生日（以下「特定非常災害発生日」という。）からその特定非常災害発生日の翌日以後五年を経過する日までの間に、次に掲げる減価償却資産でその特定非常災害に基因してその事業者の事業の用に供することができなくなった建物等、構築物若しくは機械装置に代わるものの取得等をして、その事業者の事業の用に供した場合又は次に掲げる減価償却資産の取得等をして、被災区域（その特定非常災害に基因して事業又は居住の用に供することができなくなった建物等又は構築物の敷地及びその建物等又は構築物と一体的に事業の用に供される附属施設の用に供されていた土地の区域をいう。）及びその被災区域である土地に付随して一体的に使用される土地の区域内においてその事業者の事業の用に供した場合には、これらの減価償却資産（以下「被災代替資産等」という。）につき、次に掲げる被災代替資産等ごとのその取得価額にその取得等の時期に応じそれぞれ次に定める償却割合を乗じて計算した金額の特別償却ができることとした。（租税特別措置法第一一条の三、第四三条の三及び第六八条の一八関係）

(1)　建物等又は構築物

イ　その特定非常災害発生日からその特定非常災害発生日の翌日以後三年を経過する日までの間に取得又は建設をしたもの　一〇〇分の一五（中小企業者等（適用除外事業者に該当するものを除く。(1)及び(2)において同じ。）にあっては、一〇〇分の一八）

ロ　その特定非常災害発生日の翌日から起算して三年を経過した日（以下「発災後三年経過日」という。）以後に取得又は建設をしたもの　一〇〇分の一〇（中小企業者等にあっては、一〇〇分の一二）

(2)　機械装置

イ　その特定非常災害発生日からその特定非常災害発生日の翌日以後三年を経過する日までの間に取得又は製作をしたもの　一〇〇分の三〇（中小企業者等にあっては、一〇〇分の三六）

ロ　その発災後三年経過日以後に取得又は製作をしたもの　一〇〇分の二〇（中小企業者等にあっては、一〇〇分の二四）

(し)　事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却制度の創設

青色申告書を提出する事業者で農業競争力強化支援法の認定事業再編事業者（同法の施行の日から平成三一年三月三一日までの間に認定を受けた事業者又はその認定に係る事業再編計画に従って設立された法人に限る。）であるものが、その認定に係る認定事業再編計画に係る実施期間内において、その認定事業再編計画に記載された事業再編促進設備等を構成する機械装置、建物等及び構築物（以下「事業再編促進機械等」という。）の取得等をして、その事業者の事業再編促進対象事業の用に供した場合には、その事業再編促進機械等につき、五年間、普通償却限度額の一〇〇分の四〇（建物等及び構築物については、一〇〇分の四五）相当額の割増償却ができることとした。（租税特別措置法第一三条の三、第四七条及び第六八条の三四関係）

(す)　特定都市再生建築物等の割増償却制度について、次のとおり見直しを行った上、その適用期限を二年延長することとした。（租税特別措置法第一四条、第四七条の二及び第六八条の三五関係）

(1)　適用対象から中心市街地の活性化に関する法律の認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づいて行われる特定民間中心市街地経済活力向上事業により整備される一定の建築物及び構築物に係る措置を除外する。

(2)　雨水貯留利用施設に係る措置について、対象資産から雨水貯留利用施設と併せて設置される一定の機械装置を除外する。

(せ)　特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例について、特別償却対象資産が右記(さ)の制度の適用を受けた減価償却資産であるときは、その特別償却対象資産に係る本制度の適用については、青色申告書以外の確定申告書は、青色申告書とみなすこととした。（租税特別措置法第五二条の二及び第六八条の四〇関係）

(そ)　準備金方式による特別償却制度について、特別償却対象資産がその事業の用に供した事業年度において右記(さ)の制度の適用を受けることができる減価償却資産である場合には、その特別償却対象資産に係る本制度の適用については、青色申告書以外の確定申告書は、青色申告書とみなすこととした。（租税特別措置法第五二条の三及び第六八条の四一関係）

(た)　新事業開拓事業者投資損失準備金制度について、平成二九年四月一日以後に受ける認定に係る認定特定新事業開拓投資事業計画に従って取得をした投資事業有限責任組合の組合財産となる新事業開拓事業者の株式に係る準備金の積立割合を一〇〇分の五〇（改正前一〇〇分の八〇）に引き下げた上、その適用期限を一年延長することとした。（租税特別措置法第五五条の二及び第六八条の四三の二関係）

(ち)　特定原子力施設炉心等除去準備金制度の創設

青色申告書を提出する法人で原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の廃炉等実施認定事業者であるものが、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部を改正する法律の施行の日から平成三二年三月三一日までの期間内の日を含む各事業年度において、特定原子力施設に係る炉心等除去費用の支出に充てるため、その特定原子力施設ごとに、その特定原子力施設につき原子力損害賠償・廃炉等支援機構に廃炉等積立金として積み立てた金額に相当する金額以下の金額を損金経理の方法により特定原子力施設炉心等除去準備金として積み立てたときは、その積み立てた金額は、その事業年度において損金の額に算入できることとした。なお、この準備金は、その準備金に係る特定原子力施設につき炉心等除去費用の額を支出した場合には、その支出した日におけるその特定原子力施設に係る特定原子力施設炉心等除去準備金の金額のうちその支出した金額に相当する金額は、その支出した日を含む事業年度において益金の額に算入する。（租税特別措置法第五七条の四の二及び第六八条の五四の二関係）